

史跡米子城跡における植生管理のためのゾーニング

1. 史跡米子城跡における植生管理のためのゾーニング作成に至る経緯と目的

史跡米子城跡は、「史跡米子城跡保存活用計画」（平成29年策定）及びその内容をふまえて整備の方針を定めた「史跡米子城跡整備基本計画」（平成31年策定）に基づき、史跡米子城跡整備検討委員会で専門家・有識者の指導助言を得て活用・整備を実施している。植生については、長年にわたり適切な樹木管理が行き届かなかったため、石垣等の遺構や登城者の安全を脅かす危険木も随所に認められる。近年は突発的な自然災害による倒木や斜面崩壊も増加傾向にあり、特に平成29年1月から2月にかけての豪雪による倒木を契機に、植生管理の必要性が強く認識された。そのため、平成29年度以降は、石垣支障、登城路の安全阻害、景観・眺望支障となる樹木を継続的に伐採し、未然防止に努めている。その結果、市内各所と双方向の眺望が良好なものとなり高評価を得た一方で、面的な伐採や斜面の露出、搬出困難な伐採木の現場留置といった状況に、安全及び景観上の懸念の声も寄せられた。こういった諸々の反応を受け、良好に残された城郭遺構の保存・活用とともに、希少動植物を含む自然環境の保全にも配慮した植生管理のためのゾーニングを策定することとなった。

2. 史跡米子城跡における植生管理のためのゾーニングの位置づけ

史跡米子城跡に係る植生管理については、「史跡米子城跡整備基本計画」において方針と方向性が示されている。本ゾーニングはこれに基づいて具体的な方針と措置を示すものである。

3. 基本方針と措置

区域	区域の特質	保全・保護対象	基本方針	植生管理のための措置
城郭遺構活用区域	米子城は山陰で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城郭である。石垣、郭、礎石、土塁等の遺構が良好に残っており、米子の歴史を理解するうえで非常に重要である。	地表に露出している石垣等の遺構	米子城跡の本質的価値である石垣等の地表に露出している遺構を保全、活用する区域。積極的に植生を管理して樹根等による遺構の破壊を回避するとともに、市内各所と双方向の視認性を向上させ、市民や来訪者へ近世城郭としての米子城跡を印象付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石垣の保全のため、石垣から2～5m程度は樹木の皆伐をめざす。その範囲は、保全対象とその周辺地形等の状況から適切に判断する。特に傾斜地の場合は、地形と保全対象との関係を入念に検討して範囲を決定する。 ○ 過去に植林したサクラ類や登城者に木陰を提供するような有用木等の伐採は個別に判断する。 ○ 眺望確保に必要な範囲内において可能な限り計画的に伐採を実施し、樹木が必要以上に成長しないように管理する。

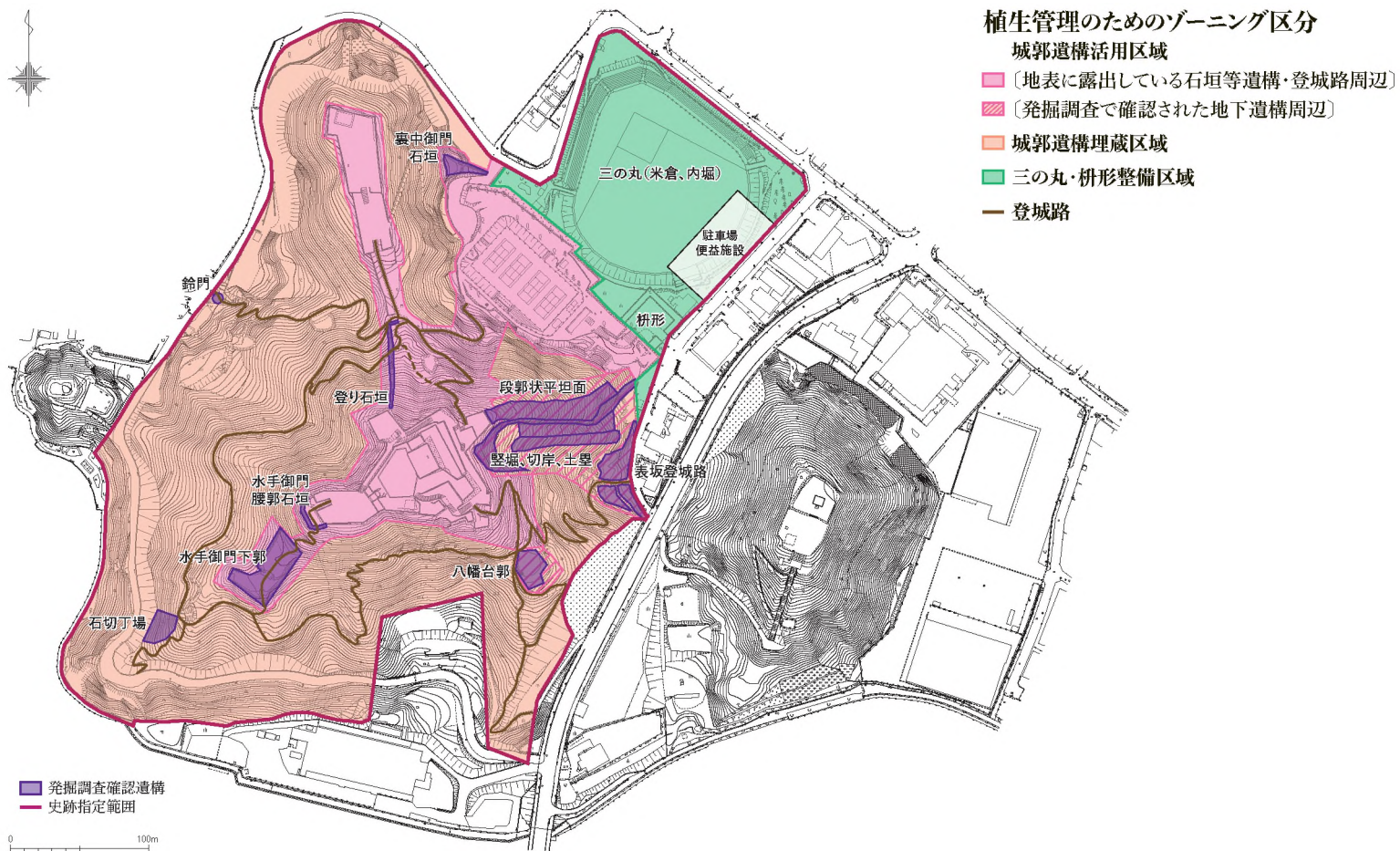
区域	区域の特質	保全・保護対象	基本方針	植生管理のための措置
		登城路（三の丸・枳形整備区域～本丸との間）	登城者に悪影響を及ぼす樹木は、安全確保のために適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登城路周辺は、路面に張り出してくる周辺樹木や高木の落枝を未然に防ぐため、登城路から2～3mは伐採する。 ○ 伐採木の選定にあたっては、伐採後の日照条件や風向きの変化による登城者及び希少動植物への影響について専門家の意見も参考にする。
		発掘調査で確認された石垣、竪堀、郭等の地下遺構	現状では遺構の地上展示が保全に悪影響を及ぼす場合には、遺構を地中に保存して後世へ継承する。成長した樹根や土砂の流出等により遺構に悪影響を及ぼす恐れがあるため、状況を注視して適切に植生を維持する。将来的に整備の条件が整うまでは、細心の注意を払い地中に遺構を保存しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過度に成長した樹根が遺構を破壊することのないように、定期的な除草・伐採により草地あるいは低木化した状態を維持する等適切に植生を管理する。 ○ 在来の低木をうまく維持できず管理しやすい樹木を補う場合には、史跡に適した樹種を選定して植栽する。 ○ 現状で樹木が繁茂している場所は、高木化や倒木等により遺構へ悪影響が生じないように樹木の状態を管理する。 ○ 土砂の流出が発生している場合には、遺構の破壊が進行しないよう、植生を回復させて低木化した状態を維持する等の対策を講じる。
城郭遺構埋蔵区	地中に米子城の遺構が埋蔵されていると同時に、鳥取県の絶滅危惧種、準絶滅危惧種を含む希少な動植物を含み、多様な植生が広がる貴重な自然環境が残されている。	動植物	現在の植生を極力活かし、豊かな森林を市民や来訪者の憩いの場とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の植生を極力活かし豊かな森林を保全するため、大きな改変は避け、登城者の安全を脅かしたり地形の倒壊を促すような危険木を個別に伐採する。 ○ 希少動植物には細心の注意を払い、変化があれば専門家、動植物情報保有者、伐採・除草作業従事者等関係者と協議して保全を図る。

区域	区域の特質	保全・保護対象	基本方針	植生管理のための措置
域		地下に埋蔵されている遺構	当該区域において、米子城跡の歴史的価値向上のために石垣、郭等の調査を実施する際には、自然環境にも配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の価値を向上させるための調査に伴い伐採等の植生改変が必要な場合は、登城者の安全及び希少動植物の保護等に配慮する。 ○ 眺望確保に必要とされた場合、必要最小限の範囲内において伐採を実施する。 ○ 発掘調査等により新たに遺構の顕在化が可能となった場合には、当該遺構とその周辺を城郭遺構活用区域とし、遺構の保全や眺望の確保のために植生を管理して活用を図る。
全 区 域		登城者	登城者に悪影響を及ぼす樹木は、安全確保のために適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登城路周辺の樹木は登城者の安全を脅かす可能性があるため、城郭遺構埋蔵区域であっても適切なタイミングで伐採を実施する。 ○ 近年は猛暑の期間が長期化しているため、登城者に適度な木陰を提供できるよう、伐採木の選定時には配慮する。
		希少動植物	希少な動植物も保護すべき米子城跡の宝である。市民に紹介することにより、身の回りにある自然の豊かさを認識して、後世まで大切に伝える意識を育む。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家や情報保有者と連携を図り、伐採・除草作業従事者とも情報を共有することにより、希少な動植物が失われることのないように注意する。 ○ 遺構保全や登城者の安全のための伐採によって希少種への影響が回避できない場合に限り、他に方法がなければ移植等の措置により可能な限り希少種を保護する。 ○ 希少植物の調査等により史跡に現状変更が生じる場合には、米子市教育委員会の許可を得なければならない。調査により得た知見は、専門家や動植物情報保有者と共有し、希少植物の保全に資する。

区域	区域の特質	保全・保護対象	基本方針	植生管理のための措置
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 絶滅危惧種・準絶滅危惧種の保護に細心の注意を払う。不用意に失われることのないよう、情報開示には一定の制限をかけることもやむを得ない。 ○ 鈴門から番所跡までの登城路脇では、鳥取県の準絶滅危惧種（レッドデータブックとっとり2022改訂）であるトタテグモの生息が確認されているため、植生管理の際には十分に配慮しなければならない。また、鈴門から登り石垣までの登城路脇では、トタテグモから発生する菌類クモタケも確認されているため、注意が必要である。 ○ 日本在来種であるトウカイタンポポが鳥取県内で確認されているのは米子城跡のみである。米子城跡では複数の地点で確認されているが、登城者が頻繁に行き来する場所では減少しているため、遺構の調査や保全に影響のない区域にトウカイタンポポ保護区域の設定を検討し、登城者が希少植物に接する機会を創出する。
		景観、自然環境	伐採木は可能な限り搬出する。	○ 伐採木は搬出することが望ましいが、搬出が困難な場合には、自然環境に配慮しつつ米子城跡の景観を損なうことのないように留置場所を選定する。
		傾斜地	斜面における適切な植生管理に努める。	○ 高木や老木は斜面崩壊を引き起こす可能性があるため、植生を適切に管理する。

区域	区域の特質	保全・保護対象	基本方針	植生管理のための措置
		史跡としての諸要素ほか	様々な要因による想定外の環境変化にも柔軟に対応する。	○ 植生や地形に想定外の大幅な変化が生じて登城者の安全や遺構の保全、希少動植物の保護に支障をきたした場合には、区域に捉われず柔軟に対応する。

ゾーニング実施体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡米子城跡保存活用計画に基づいた史跡米子城跡整備基本計画に沿って、史跡米子城跡整備検討委員会に諮りつつ進める。 ・ 専門家、動植物情報保有者と協議・連携し、作業にあたっては伐採・除草作業従事者等の関係者とも情報を共有する。 ・ 植生管理には、近年多発する自然災害や動植物という不確実性を伴うため、常に状態を注視し、状況に応じて順応的管理を実施する。



史跡米子城跡における植生管理のためのゾーニング図（令和6年3月）



史跡米子城跡におけるトダテグモ生息確認地点（令和5年6月）



年度	地点	伐採理由
平成29(2017)年度	1	雪害による倒木、崖上法面に落下した危険木
	2	石垣に根が影響
	3	石垣に根が影響
	4	登城路に被さる危険木
	5	周辺 施設からの長年の要望、倒木
平成30(2018)年度		三の丸から本丸を望む眺望確保
令和元(2019)年度		麓の施設からの要望（平成29年度から継続）
令和2(2020)年度	1	石垣保護
	2	二の丸・三の丸からの眺望確保
	3	鉄門～米子駅・9号線の眺望確保
令和3(2021)年度	1	石垣保護
	2	石垣保護
	3	斜面・登城路に対する危険木（倒木・根返り）
	4	二の丸・三の丸からの眺望確保
	5	法面保護、眺望確保
	6	中海側の眺望確保
令和4(2022)年度	1	登城路に被さる危険木
	2	眺望確保、危険木
	3	9号線からの眺望確保
	4	石垣保護
	5	深浦側からの眺望確保

史跡米子城跡における過去の伐採事業実施地点（平成29年～令和4年）